

平成30年度 小売事業者等との連携による  
6次産業化モデル構築業務

業務仕様書

平成30年5月  
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平成30年度 小売事業者等との連携による6次産業化モデル構築業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

生産者、加工事業者及び小売事業者が連携し、消費者ニーズを反映した売れる商品づくり及び販路の開拓・拡大の仕組みを構築することにより、その仕組みをモデルとして県内に波及させ、消費者目線に立った商品づくりの手法を県内に根付かせることを目的とする。

### (2) 業務概要

- ア 業務名 小売事業者等との連携による6次産業化モデル構築業務
- イ 委託期間 委託契約締結日から平成31年2月28日（木）まで

### (3) 業務内容

6次産業化の取組（地域資源を活用した商品づくり）における生産者等の事業者の最も重要な課題である「販路確保の困難さ」を解決するため、小売事業者の参画による商品づくり及び販路の開拓・拡大に係るモデル事業を実施すること。

具体的な業務内容は次に掲げるとおり。

#### ア テーマ食材の選定（2品以上）

取り組むテーマとなる食材（岩手県産の主要な農林水産物<sup>※1</sup>若しくは未利用資源）を2品以上選定すること。なお、選定に当たっては、受託後に県と調整すること。

※1 生産量（面積）、販売量（金額）等が全国の上位を占める農林水産物。

#### イ 商品の企画（2品以上）

- (ア) テーマ食材1品以上を使用した商品を2品以上企画すること。
- (イ) 企画に当たり、消費者ニーズを反映させるため、小売事業者等の参画により、商品の方向性を検討すること。なお、原則として小売事業者等を構成団体とするいわて6次産業化推進協議会を活用するものとする。
- (ウ) 企画に当たっては、適宜、生産者（生産者団体を含む。）、加工事業者を参画させることとし、原則として、食のプロフェッショナルチームアドバイザー<sup>※2</sup>等の専門家から助言を受けるものとする。

※2 生産から加工、販売事業に進出する6次産業化の取組等を推進するための専門家（県流通課所管）

#### ウ 商品の試作・求評

- (ア) 商品の企画を具現化するため、加工、調理等を行い、試作品を製作すること。
- (イ) 試作品は、県と連携して、小売事業者、生産者（生産者団体を含む。）等の関

係機関からの評価を得て、必要に応じて改良等を行うこと。なお、原則として小売事業者等を構成団体とするいわて6次産業化推進協議会を活用するものとする。

(ウ) 試作品について、成分分析、パッケージデザイン等の製作を行うこと。

#### エ 6次産業化モデル構築報告・提案書の作成

本業務に係る結果をまとめた実績報告及び消費者目線に立った商品づくりの手法を確立するための提案をまとめた「6次産業化モデル構築報告・提案書」を作成し、書面（3部）及び電子データ（Microsoft Word又はPowerPoint形式）で納品すること。なお、商品の企画書、求評結果、成分分析結果及びパッケージデザインを添付すること。

#### オ その他

提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

#### (4) スケジュール（予定）

平成30年6月4日（月）	企画提案書等提出
平成30年6月中旬	企画提案選考委員会
平成30年6月下旬	委託契約締結 事業実施
平成31年2月28日（木）	委託期間終了

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### **(3) 権利の帰属等**

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

### **(4) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### **(5) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。